

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年8月21日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら・ファミリーマート盛岡西松園店 盛岡市西松園一丁目1番15号ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

エ 変更の年月日 平成28年7月19日ほか

オ 変更の理由

(ア) 店舗名称の変更のため

(イ) 設置者の本社移転のため

(ウ) 小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 平成30年8月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 J A三井リース建物株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛南 盛岡市向中野七丁目14番

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成28年3月1日ほか

オ 変更の理由

(ア) 設置者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 平成30年8月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所